

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	副主幹	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 6 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成23年11月28日（月曜日）	開会 13時33分	閉会 16時21分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木 委員外～小野、窪之内	事務局	中嶋事務局長
欠席委員	なし		菊井次長
説明員	別紙のとおり		村井主任主事
議 件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について		
	(2) まちづくりセンターのグランドオープンセレモニーについて		
	(3) たきかわエコネットの構築について		
	(4) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例について		
	(5) 平成23年度一般会計補正予算について		
	(6) 条例の改正及び制定について		
	(7) 平成23年度第2回滝川市保健医療福祉推進市民会議の開催について		
	(8) 平成23年度滝川市一般会計補正予算（子ども手当に要する経費）について		
	(9) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の提出について		
	(10) 専決処分について		
	(11) 平成23年度一般会計補正予算について		
	(12) 滝川市高齢者見守り安心ネットワーク事業について		
	(13) 社会福祉事業団の理事等の選任について		
要	2. 第4回定例会以降の調査事項について		
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。		
	3. その他について		
	なし。		

議 事 の 概 要	4. 次回委員会の日程について
	12月6日（火）13時00分から開催することとした。
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊟	

平成23年11月24日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成23年11月16日付け滝議第127号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	伊 藤 克 之
市民生活部参事	庄 野 雅 洋
市民生活部くらし支援課主幹	松 本 真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	山 川 弘 己
市民生活部くらし支援課主査	橋 本 英 昭
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	千 葉 豊
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	佐 藤 之 俊
保健福祉部長	橋 弘 恭
保健福祉部次長	佐々木 哲
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課主査	堀 鋼 治
保健福祉部福祉課主査	山 本 真紀子
保健福祉部子育て応援課長	樋 郡 真 澄
保健福祉部子育て応援課主任主事	高 橋 美智子
保健福祉部介護福祉課長	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	小 峯 智
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	渡 邊 尚 子

(総務部総務課総務グループ)

第6回 厚生常任委員会

H23.11.28(月)13:30～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について（資料）市民課
- (2) まちづくりセンターのグランドオープンセレモニーについて（資料）くらし支援課
- (3) たきかわエコネットの構築について（資料）くらし支援課
- (4) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例について（資料）くらし支援課

《保健福祉部》

- (5) 平成 23 年度一般会計補正予算について（資料）福祉課
- (6) 条例の改正及び制定について（資料）福祉課
- (7) 平成 23 年度第 2 回滝川市保健医療福祉推進市民会議の開催について（資料）福祉課
- (8) 平成 23 年度滝川市一般会計補正予算（子ども手当に要する経費）について（資料）子育て応援課
- (9) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて（資料）子育て応援課
障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等
の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の提
出について
- (10) 専決処分について（資料）子育て応援課
- (11) 平成 23 年度一般会計補正予算について（資料）介護福祉課
- (12) 滝川市高齢者見守り安心ネットワーク事業について（資料）介護福祉課
- (13) 社会福祉事業団の理事等の選任について（口頭）保健福祉部

2. 第 4 回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

12 月 6 日（火）13：00 第三委員会室

○閉 会

第 6 回 厚生常任委員会

H23. 11. 28(月) 13 時 30 分

第三委員会室

開 会 13:33

委員動静報告

委員長

全員出席。委員外～小野、窪之内。

委員長

1 所管からの報告事項について

(1) について説明願う。

榎木課長

(1) 平成 23 年度国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

木 下

歳入の内訳だけが変わるという考えでよいか伺う。

榎木課長

歳入の組みかえということで、歳入の中身が変わるということである。

委員長

他に質疑はあるか。

清 水

① ペナルティ的な制度だと思うが、22 年 5 月に法改正で廃止され、2 年後の 24 年度もということになると、来年度も該当になる可能性があるのか伺う。

榎木課長

② 国保のペナルティ制度を整理して示していただきたい。

① 24 年度で該当になる可能性はある。医療費の全国平均は、特別な事情を除外し、その除外後の平均となる。

② 収納率によって影響のあった国の調整交付金のペナルティはなくなっている。道のほうで 22 年度から広域化の関係があり、目標値収納率を設定している。そのことによるペナルティがあるかは、はっきりと出ていない。また、特別調整交付金といって、経営姿勢に対して評価される交付金があり、市は近年 4,000 万円以上いただいている。優先順位として、課税限度額など 50 項目ほどがあり、点数式のものである。そのほかは先ほど説明した共同負担の関係である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(1)については報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) まちづくりセンターのグランドオープンセレモニーについて

千葉室長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) たきかわエコネットの構築について

橋本主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

① 黄色のパンフレットのたきかわエコネットで人の環をつくろうの中にマッチング機能というものがあり、会員募集、自然体験イベントの参加者募集などがあるようだが、この会員募集というのは、エコネットの会員というもので、市が行うもののほかに会員の組織をつくるということなのか伺う。

② 予算、職員配置について伺う。

橋本主査

① 各団体は会員やイベントの参加者を募集して情報を発信し、この情報を知らないがそういうことに参加したいという人がいるかもしれない場合、そのギャップをつなげるための役割ということで例示している。エコネットの募集という意味ではない。

	② これにかかる費用というのはほとんどないので、予算計上はしていない。人員についても現行の職員で対応する。
清 水	市が行うということで、対象イベントの条件について伺う。例えば、原子力発電所のプルサーマルの問題点について、プルサーマルに反対する集会など政治的なイベントについて制限を加えるなどの予定はあるのか伺う。
橋本主査	注意事項ということで、例えば業者の単純な宣伝活動は、この趣旨にそぐわないと判断して除外することがあるとしている。純粋に環境を考えるということであればよいが、政治的に偏るようなものは個別に判断させてもらい、協議をして決めていきたい。
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	エコにかかわる団体の数と会員の数がわかれば伺う。
橋本主査	そういったものを今回改めて市で把握したいという目的もあるが、今情報をもっているのは10団体程度である。会員数については把握していない。その団体に対してはこういうシステムができたので、登録をお願いしたいという要請文を出している。
委 員 長	他に質疑はあるか。
清 水	これからのエコの推進者はエコがビジネスにつながると考え、完全にボランティアでは量的な発展は難しいと思う。エコ関連の企業の宣伝はもっと行うべきと思う。判断についても一定の合意が必要だと考えるがいかがか。
橋本主査	この基準について、どうするかが課題だった。環境によい商品かどうかという判断は非常にあいまいで、難しい場合もある。例えば、地域の企業が独自に開発した技術や地域として応援したいという趣旨が含まれていれば、全部除外するということにはならないのではないかと考える。こういうことから記載内容も除外することがあるとしている。基準については、今後もう少し検討していきたいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (3)については報告済みとする。(4)について説明願う。
	(4) 滝川市空き家等の適正管理に関する条例について
山川副主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。
田 村	① 市の実態を見ると、既に大分いろんな物件が放置されているというのが現状だが、所有者不明、相続放棄の建築物の対応について、例えば所有者不明で市が費用をかけて補修しても、その費用の請求先がない場合はどこから費用を出すのか伺う。
	② 個人に通知がされても、返事が戻ってこない場合、代執行されるのか伺う。
山川副主幹	① 費用の支出については、現在も事務管理でしている部分は、消防、建築住宅課と連携して行っているが、相手先が不明な場合は請求していない。
	② 行方不明者への対応だが、所有者の死亡や相続放棄の場合、事務管理の部分では対応ができるが、行政代執行を行った場合、その費用は相続放棄のときは、その所有者の相続状況を確認しながら、相続人が確定した時点で請求をするというふうに考えている。
田 村	雪庇が出て危険な場所などは既に行っている。そういう費用はどこにも請求されていないのだと思う。市や消防の職員が対応して、費用が発生していないという状態が多いと思うが、居林電気のところは崩壊寸前になっていて、最近新

たに立ち入り禁止のテープが巻かれたが、こういうものは裁判にかかっているが、解決のめどはないという状態になっていて、壊すことも手をつけることもできないという状態になっている。こういうものに対応できる条例になっていないのではないかと思います。善良な市民が処分したいが費用がないのでできない状態の方だけが条例の対象になっていくのではないかと考える。そういうものではなく、悪質な場合のことを考えて行うべきと思う。連絡がつけば、何とかやってくれるという場合が多い。それ以外の悪質なものを対象とすべきである。高校通りのところにもそのようなものが1つある。民事だから警察にその問題を解決する権限はない。対象者がいるところよりも対象者がいなく悪質なところに効く条例をつくるべきである。本当に対応に困っている物件の処分はどうするのか伺う。

山川副主幹

居林電気に関しては、現在土地の所有者の方と連絡をとっているところである。土地の所有者の方と旧居林電気の間で、建物の借地契約が存在していたであろうということで、現在、借地料が支払われていないことを根拠に借地権の解除の訴えを起こして、その後土地の所有者が建物を壊すという考え方である。もう一つはあの建物を買取り、建物の清算をする方を立てて、その建物を買取った方が建物を取り壊すという考え方である。取り壊すことによって、更地になるので、土地の有効活用ができるだろうという考えを持っている。土地の所有者の方にそのことについて話をしたいということで、郵便で文書を送ったところである。高校通りの物件については、先日電話で連絡したが、本人は壊すつもりはあるが、今は資金がないということで、市で壊してもらい、後で分割払いができないものかということだった。建物があることによって、土地の固定資産税が減額され、建物がなければ本来の課税額に戻るということで、それがどのくらいの額になるのか知りたいということだった。雪に関しては、連絡すれば対応しているようだが、そこについては、全く連絡がとれないということではないので、粘り強く話をしていくしかないのではないかと考えている。他に質疑はあるか。

委員長
木下

- ① この条例の対象物件はどのくらいあるのか伺う。
- ② 条例を制定して4月1日から施行したら、市が法務局で確認することができるのか伺う。

山川副主幹

- ① 市内で16件ある。
- ② 登記簿は必要があれば閲覧、交付の申請はできる。また、市の税務課の固定資産税のほうで課税台帳を閲覧できるので、そちらのほうである程度所有者の確認はしている。

委員長
清水

- 他に質疑はあるか。
- ① P2(3)、立入調査について、「帳簿、書類その他の物件を調査させ」と書かれているが、これはどのような帳簿、書類まで想定しているのか伺う。
 - ② 条例の文言からいえば、規模の大小はないということで確認してよいのか伺う。
 - ③ P2(5)、行政代執行で「徴収することができる」と書いてあるが、行政代執行の場合は、資産がありながら、払わない相手に対しては、裁判所を通じて差し押さえ命令ができる制度になっているのかどうか伺う。
 - ④ 担保物件になっていると通常は費用の徴収というのは不可能どころか、逆にこちらに費用負担が発生する。今回の条例では条例化はしないので、現行法

規のもとで対応するという事だと思ふ。場合によっては、補正予算を組んで市が解体費用や裁判所での手続費用を負担をしても行うということなのか。これは条例に書かれていないのか確認したい。

⑤ 所有者不明、相続放棄の建物についても同じように現行法規内で裁判所を通じてということなのか確認したい。

山川副主幹

① 書類、帳簿について、想定しているのは住宅を建てた際の建築確認の関係書類が相当するのではないかと考えている。

② 規模の大小だが、市民の方から通報をされた時点については、特に規模の大小での区分はしない。立入調査、検討会議によって、この検討会議の中で市が対応していく部分の建物なのか、北海道のほうへ通知を行って、北海道に対して対応をお願いするものになるのか区分けをしていきたいと考えている。

③ 行政代執行の費用については、請求できるとなっている。費用の請求について差し押さえは、税に次いで対応が可能というふうに考えているので、どこまでするのかというのは別なことだが、その考え方で対応していきたいと思っている。

④ 行政代執行の費用を市が負担する場合だが、するときには当然見積もりを取り、行政代執行令を出す際には、費用がおおよそどのくらいになるかということも通知しなくてはならないので、見積もりを取った後に補正等の要求をして議会の中で議員の皆さんに補正の協議をお願いして、決定をさせていただくことになる。

清 水

① 16 件には4階建て、5階建てのビルなどの大規模なものも含まれているのか伺う。

② 北海道にというのがわからない。例えば、大きい建物になったときに北海道に通知をして、5条や6条などを行うのがよいかという確認をとるということなのか。北海道がこれに対して費用を負担するということはあるまい。そこを確認したい。

山川副主幹

① 16 件の危険対象の家屋の中に4階建て以上のものは含まれていない。ただし1件4階建てではないが、旧体育館だった物件がある。

② 道のほうに振った部分については、恐らく市の条例に即した形でいくとは限らないと思う。建築基準法の中での対応になってくるかと思う。

庄野参事

② 補足するが、市のほうの検討会議で振り分けをした後の話だが、道はどのような対応をしていくかということだが、建築基準法の中の市が確認申請を受けられる建物というのは、市で面倒を見ていく、対応していくということになる。建築基準法で道が窓口になって申請を受けていく規模、構造については、道のほうにこういう状況になっていると伝える。その際には建築基準法の第10条に保安上危険な建物等に対する措置というのがあり、その中では当然のことながら、放置すれば著しく保安上危険であったり、衛生上有害であるという決めがあるので、その規定に沿って、管理者はそれなりの措置をとりなさいという勧告をしていく。その後勧告が進まなければ、命令をしていくということが、建築基準法の規定にある。建築基準法で命令以降の話になるが、条文には出てこないが、時として、行政代執行というものもあり得ると考えている。ただ、今まで全国的にもこの建築基準法によって、代執行した例というものはないと聞いている。なかなか個人の財産、あるいは法人の財産ということで、扱うのが厳しいものがあるのかと思う。その土地も含めて、財産的な価値があれば、

こういう状態に至る前に何らかの整理がされていくものなのかと考えている。
 そういう建物で、道が腰を上げない、時間もかかって進まないということがあ
 るので、その際には民法の事務管理という扱いで、市ができること、市が危険
 回避ということでやるべきものについては、その民法の規定にのっとって、例
 えば、タイルがはがれてきて落ちるという状態があれば、当然措置はとるので、
 看板が落ちてきそうなときは当面、目の前にある危険の除去を市としてやって
 いかなくてはならないと考えている。

清 水 非常に法律が絡んでくるので、ぜひ、司法書士などと呼んで勉強会を開催して
 ほしい。

委 員 長 厚生常任委員会に司法書士を招いて、勉強会を開いてほしいということなのか。
 若干休憩する。

休 憩 14:38
 再 開 14:39

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。清水委員から司法書士を招いて勉強会を開
 いてほしいという要望があったが、ほかの委員はどうか。

委 員 長 若干休憩する。

休 憩 14:40
 再 開 14:41

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。勉強会を開くにあたっては予算のことも考
 慮しなければならない。

委 員 長 若干休憩する。

休 憩 14:41
 再 開 14:42

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。所管入れかえの
 ため若干休憩する。

休 憩 14:43
 再 開 14:51

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。(5)について説明願う。

(5) 平成 23 年度一般会計補正予算について
 (別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(5)につ
 いては報告済みとする。(6)について説明願う。

(6) 条例の改正及び制定について
 (別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(6)につ
 いては報告済みとする。(7)について説明願う。

(7) 平成 23 年度第 2 回滝川市保健医療福祉推進市民会議の開催について
 (別紙資料に基づき説明する。)

小峯副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

木 下 居宅サービスの訪問介護について、利用者の人数を伺う。

高田課長 金額が伸びている部分については、利用者も同様に伸びている。

木 下 その利用者の人数のデータを資料要求する。

委員長
小峯副主幹

所管は資料を用意できるか。

第5期のサービス給付費の推計をするに当たり、ワークシートを活用して、人数も出しているので、用意できる。

委員長

資料要求について、委員はどうか。(よし)委員会として資料要求することとする。他に質疑はあるか。

清水

① 日常生活支援総合事業を市町村が選択できるとなっているが、現在の状況について伺う。

② 複合型サービスは小規模多機能に訪問看護をつけ加えたものを市が認可するという施設だが、これについてはどうか伺う。

③ 介護職員等によるたんの吸引等の実施についてどのように把握しているのか伺う。実施されればどのように対応するのか伺う。

④ 滝川市独自の保険料の減免制度だが、制度としてはあるが、いろいろな理由で当初から使われていなかった。現状はどの程度の利用でどう考えているのか伺う。

⑤ 計画では介護老人福祉施設で、7億4,000万円から7億8,000万円にふえるが、これは要介護度が高くなるからということなのか伺う。また、現在の特養の待機者の状況について伺う。

⑥ 介護療養型医療施設については、民主党も廃止をするということだが、3年間程度は続けるとのことで、これについてどのように把握しているのか伺う。

⑦ 介護保険料収納必要額の推計の説明を願う。

⑧ 介護保険料のアンケートを行ったと思うが、シミュレーションでは第5段階の人が4,444円になると思うが、世帯全員が非課税で、本人が年金80万円を超えれば第5段階ということのようなので、こういう方から年間にして七、八千円もふやすのは深刻なことだと思う。このことについて伺う。

⑨ この検討に当たって、応能負担になっているが、余りにも非課税の方から年間6万円近く取るという中身なので、果たしてこれが応能負担と言えるのか疑問である。ここが本来ゼロであれば、本当の応能負担だと思う。そういう点で介護保険が始まったときは3,000円くらいで、そろそろこれはおかしいのではないかと思う。市の裁量権はどの程度あるのか伺う。

小峯副主幹

① 総合事業については、市町村がすることができるという扱いになっているので、それぞれ保険者によって、本当に事業ができるか検討した上で次期の計画に盛り込むことになる。内部で事業ができるかどうかを検討したが、非常に難しいということがあり、第5期の中には盛り込んでいない。11月に全道の担当者会議があり、その中でどういう取り組みをするのかという紹介があり、そこでは札幌市を含めて、なかなか難しいという判断のようである。

② サービス事業提供者がいるということになれば、新しく設けられた制度なので、当然第5期の計画に盛り込んでいくことになるので、今のところ調査では、そういった該当業者はないので、第5期の中には盛り込んでいない。全道の状況は札幌市のような大都市であれば、そういった事業者が出るのではないかという想定のもとに、一定程度サービス料は見込んでいっているようである。そうでないところは、こういった新規事業については、盛り込んでいないようである。

④ 独自減免についてはここ数年ゼロ件であるが、ことしは震災関連で被災地から引っ越された方の保険料を減免したということが1件あった。第5期の計

画を策定する中で、保険料負担が非常に重くなり、低所得者の方にとっては、非常に厳しい状況になるということもあり、幾つか低所得者対策として検討を進めている。1つは新規事業として、家族介護用品支給事業やリフト付きタクシー利用料助成事業の対象を低所得者、市民税の非課税世帯に限定をすることで検討している。保険料の多段階設定でも現行のまま据え置いて、1.75の上限だけを引き上げて、所得の高い方については、一定程度負担してもらい、その分低所得者の方には保険料の上がりを抑制するという段階設定を検討している。減免要綱についても、現実的には使われていない部分もあるので、もう少し使い勝手のよい内容を検討したいと思う。

⑥ 法改正のときに、介護療養病床については、24年3月31日までに老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護施設等に転換をするということになっていたが、なかなかその転換が進んでいないという現状から、国のほうでは現在存在するものについては、6年間転換期限を延長するという方針が出されている。

⑦ 介護事業の費用負担は大きく50%が国と道と市、残りの50%が被保険者の保険料負担となっている。その50%の内訳として、第2号40歳から64歳までの方は健康保険と一緒に保険料を納めていただくが、この負担が現在は30%、第1号が20%となっている。この第1号と第2号の負担が、21%と29%になるということである。

⑨ 第4期の全道の保険料設定の状況を見ると、ほとんどが滝川市と同じような保険料の段階設定区分になっている。大都市では6市、7市くらいは1.75以上を既に設けている。第5期については、これからどうなるかは情報を得ていない。市としては1.75を設けたいと検討している。一番高いのが稚内市で2.0という料率である。国のほうからは保険料の多段階設定として、上のほうについてはそれぞれの市町村の状況に応じて設定をしてよいということなので、幾らでも高く設定することはできる。全体の保険料負担のバランスを考えながら設定をすることが必要だと思う。

高田課長

③ 市町村がすぐできるような対応にはなっていない。国のほうでグループホームや介護施設の職員が研修を行うための先生をまず養成するための研修が行われている。そのほかにモデル的にそのような施設で行われているとは聞いているが、まだ全国の市町村がたんの吸引を扱うようになるのはもう少し時間がかかると思われる。情報を待っている段階である。

⑤ 直近のデータはないが、決算委員会のときに調べた情報では、特養で90名程度の待機者になっている。現在入院していたり、他の老健施設に入っている方を含んだ数字である。

⑧ 居宅でサービスを利用されている方に今後の介護保険料というアンケートを行い、一番多いのは現状のママがよいという回答で28%だった。保険料が多少ふえても給付されるサービスが充実していればよいという回答が23%という状況である。

⑤ 特養のサービス給付費が伸びている要因だが、利用者の伸びを予想しており、24年に255名、26年に270名を見込んでの数値である。

清水

① 利用料の減免について、独自減免ではない。社会福祉法人でない施設がかなりふえていることが、介護保険が始まったときとは違う。社会福祉法人減免が効かない場所についての独自減免などを検討したことはないのか伺う。

	② 特養の利用者がふえるということは、市の施設以外での利用者がふえるということだと思うが、市外の特養も待機者がほとんどで、利用者がふえるというのはどういう根拠に基づいて想定しているのか伺う。
小峯副主幹	② 費用が伸びている要因としては、市外の特養施設を利用しているということも当然ある。そのほかに市内にある施設に市外の方が入っていたり、入れかわりになって市民が伸びていくということがある。重度化が進んでいるということもあり、個々の費用がかさんでいるという要因で費用がふえていくと思われる。
高田課長 清 水	① 介護保険の財政上厳しいことから、検討したことがない。 ① 北海道全体で特養はほとんどふえていないと思うが、なぜそれで伸びていくのかが疑問である。基金が赤字になるリスクはあっても、急激過ぎると思う。そういうことをやっていただきたいと思うがいかがか。
小峯副主幹	② できるだけ保険料を上げない試算や精査、低所得者対策のさらなる実施についての考えを伺う。 ① 今、入っている方が出てほかの施設に行く、あるいは在宅になるということは想定していない。一般的には亡くなられた後に市民の方が入るという入れかえが想定される。 ② 20%に達するような大幅な引き上げにならざるを得ない状況になっているが、できるだけ保険料を上げない方策というものを今の保険料を設定する段階でいろいろ検討している。新規事業である介護用品の支給やリフトつきタクシーの利用料の助成などこういった事業を展開することによって、できるだけ施設ではなく在宅で介護を続けていただきたい。そのことによって、サービス費が幾らかでも低減するという中で全体のサービス給付費を抑制させたいと思う。認知症の予防教室、介護保険を使うような状態にならないためにいろいろな施策を講じていきたいということも含めて、できるだけ介護費用が高騰しないように今後も検討を行っていきたい。
高田課長	② 利用料の減免については、すぐにできるかどうかを答弁するのは難しい。他市町村の状況も参考にしながら、全体の介護保険の財政状況もあるので、その辺を考慮したいと思う。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)について説明願う。 (8)平成23年度滝川市一般会計補正予算(子ども手当に要する経費)について
樋郡課長 委 員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。(9)について説明願う。 (9)「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の提出について
樋郡課長 委 員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。(10)について説明願う。 (10)専決処分について
樋郡課長	(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (10) については報告済みとする。(11) について説明願う。
	(11) 平成 23 年度一般会計補正予算について
高田課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。(なし) (11) については報告済みとする。(12) について説明願う。
	(12) 滝川市高齢者見守り安心ネットワーク事業について
深村副主幹	(別紙資料に基づき説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑はあるか。
清 水	いろんな手伝いをしているという名目で、高齢者宅に入り込み、言葉巧みに銀行口座から預金を引き出すような事例を数例見てきたが、これをどこに相談したらよいかわからない。見守り安心ということ言えば、かなり優先度が高い話だと思う。このことについてはどのようなネットワークでかかわることで考えているのか伺う。
渡邊副所長	見守り安心ネットワークの中では生活支援の細かな部分をネットワーク化したという趣旨だが、質疑にあった件については、高齢者虐待をしません・させませんネットワークというものを 21 年に立ち上げている。その中で消費者センターや成年後見に関しても事例があり、件数的には三、四件だが、発見につながったケースについては支援をしている。今回の見守り安心ネットワークについては、生活の細かな部分までを早期に対応したいという内容が中心である。金銭的なものについては別のネットワークで年 1 回会議を開いている。まずは地域包括支援センターに相談してもらい、その後関係機関等に依頼する形になる。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし) (12) については報告済みとする。(13) について説明願う。
	(13) 社会福祉事業団の理事等の選任について
深村副主幹	去る 10 月 24 日の厚生常任委員会で委員から質疑のあった事項について説明させていただきたい。2 点の質疑があったと思うが、1 つは北海道の社会福祉事業団の理事、評議員の選出要件も滝川市社会福祉事業団と同じなのかというもの。もう一つが千葉県社会福祉事業団では理事に行政の職員が入っているが、職員が理事、評議員になることができないのかというものだった。理事、評議員の選出要件について、社会福祉法人の基本規定である定款の標準例として示されている定款準則がある。この定款準則によれば、理事会及び評議員会を置く法人の場合であれば、手順として理事による理事会を開催し、評議員を選任する。選任された評議員により、評議員会を開催し、理事及び監事を選任する。新たに選任された理事により、理事会を開催し、理事長を互選するということになっている。指摘のあった、理事と評議員の任期が同じであるということについては、他市の社会福祉法人の実例、2 年に 1 度実施されている所轄庁の指導監査においても北海道より指導を受けた経過はない。選出要件については、滝川市社会福祉事業団が一般法人化に移行する際にとった手順は他の法人とも同様のものであり、異例なものではないと考えている。職員が理事等になることができないかという部分について、国の見解は平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長等から各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あてに出された社会福祉法人の認可についてという通

知がある。その通知の中で法人の組織運営として関係行政庁の職員が法人の役員等になることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らして適当でない
ので、差し控えることと示されている。また、道の見解は昭和 62 年 4 月 1 日付
民総第 1 号北海道民生部長通知で、社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱
では、同じく法人の組織運営として、先ほどの国の通知と同様、関係行政庁の
職員が役員等となることは差し控えることとし、その次にただし書きとして、
地方公共団体が設置した施設を受託経営する法人及び社会福祉事業団にあって
はこの限りではないという記載がある。この道の要綱を見る限りでは関係行政
庁の職員が役員等になることを禁止した規定は見出せない。当時平成 19 年 4 月
に一般法人化に移行する際に当時の空知支庁に幾度となく市、事業団双方で担
当所管に確認した。8 月 23 日の厚生常任委員会においても説明したが、今回改
めて空知振興局に確認したところ、やはり一般法人化移行に際し、事業団は基
本財産と理事構成の変更、評議員会の新たな設置のみならず、遠くない時期に
は一般法人化とあわせて財産の譲渡ということも想定されていたことから、そ
うしたことを念頭に公私分離の原則が該当し、必要以上に関与しないようにと
いうことで、当時、理事等の選任については外すべきとの見解となった。参考
までに千葉県の社会福祉事業団においては、評議員に現職の職員が 3 名いると
思われる。道の社会福祉事業団には同じく評議員に伊達市の福祉部長 1 名が入
っている。伊達市の福祉部長については、伊達市に知的障害者施設の太陽の園
があることから、地域としての観点という部分もその中にあるのではないかと
推察される。

委員長
清水

説明が終わった。質疑はあるか。

道の要綱で言えば、市の事業を受託する事業団はこの限りではないというこ
とで禁止されていないと説明があったが、一般法人化されて財産譲渡などの案件
があるので、公私分離の原則からだめだということだった。一般法人化、施設
譲渡も終わってしまえば、問題ないと思わざるを得ない。今の状況は振り出し
に戻っている。譲渡については、完全に棚上げになって、譲渡することそのも
のの議論もこれから始めようという状態である。公私混同するような状況では
ない。そういうことについてどう考えるか伺う。

深村副主幹

一般法人化と施設譲渡ということがあって、自主運営するという中においては、
売る側と買う側に同じ自治体の職員がいてはどうかという部分がある。施設譲
渡という目標はあるが、先が見えない状況において、市側の関与というものを
求めているのではないかと思うが、その一方、事業団側も一般法人化として、
法人格を持った社会福祉法人で民間と同じレベルでの社会福祉法人に移行して
しまったという現況を踏まえると、そこに行政職員を参画させ、法人の基本的
な運営の道筋を立てるような理事構成に入るとするのは現時点では非常に難し
いと思う。今後、施設譲渡、事業移管の推移の中で検討するのも難しい面が
ある。

清水

裁量権のある要綱だと思う。例えば、施設譲渡の価格決定の段階で辞任すれば
公私混同にはならないと思う。振り出しに戻った時点で、市側の意向も反映で
きるような体制づくりも必要だと思う。事業団の理事が決まるときに市に何も
相談がないような状況であり、市の指定管理で事業団は経営されているわけな
ので、市に対して意見を聞く必要がある。裁量の範囲を検討する必要があると
思うがいかがか。また、きちんと話し合いをする場を設けることについて伺う。

橘 部 長 事業団が一般法人化に移行するときに、譲渡による自主運営とセットで進めてきた話である。譲渡は白紙に戻ってはいない。今は、話し合いがとまっているだけであり、譲渡は進んでいるという解釈である。公私分離の原則は、事業団が自主性を重んじているということで、余り行政の関与はいかがなものかと考えている。現に、市と事業団の運営委員会とでその都度協議させてもらっている。そういうことから、理事会に入らなくてもある程度お互いの情報を共有できていると考えている。

清 水 白紙に戻っていないということだが、とまって4年くらいたつ。なぜかと言えば相手が誠実ではないからである。例えば、理事の選考であっても、役付の理事に市の元職員が就いているが、そういう方であればほかに幾らでもいる。職員のトップについている方を見ても、9割以上の市民が仕事ができると思われるような人選をするからとまっている。理事、評議員に職員が入ったら、その障害を突破できるのではないか、定期的な話し合いを持って、理事や評議員構成について、どう考えているのか、もっとふさわしい人がいるのではないかという話をきちんとしなければ、譲渡問題は再びスタートしない。この人事問題の解決なしに譲渡問題の再スタートはないと思うが、このことについての考えを伺う。

橘 部 長 譲渡できないという障壁が何点かある。1点目として、一職員の問題ではないかと思う。それについては、我々も黙って傍観ではなく、そのことに関して、理事会の前段の運営委員会とどうすればよいのか、よく話し合いをしている。最終的な目標は譲渡なので、譲渡を前提として、来年も1年間特例条例による指定管理を続けていきたいと考えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。(なし)(13)については報告済みとする。

2 第4回定例会以降の調査事項について

委 員 長 別紙のと通りの調査項目で調査することでよいのか。

木 下 調査事項の項目をふやしてほしいと思う。

委 員 長 ふやしたい項目の内容について伺う。

木 下 滝川市社会福祉事業団の譲渡問題の関係を入れてほしい。

委 員 長 滝川市社会福祉事業団の譲渡問題についてという調査項目になると思う。若干休憩する。

休 憩 16:20
再 開 16:21

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。このような具体的な項目を入れてしまうと、今後随時具体的な項目を調査事項に入れていかなければならなくなる。木下委員から要望のあった調査事項は既に包括的に含まれていると判断し、追加はしないこととする。ほかに何かあるか。(なし)第4回定例会以降の調査事項は別紙のとおりとする。

3 その他について

委 員 長 委員から何かあるか。(なし)事務局から何かあるか。(なし)

4 次回委員会の日程について

委 員 長 次回委員会は、12月6日火曜日、13時00分から開催する。以上をもって第6回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:22